

令和7年度第4回袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会（書面開催）結果

1 開催日時 書類審議

依頼文発送：令和8年2月12日

回答期限：令和8年2月18日

2 議題

(1) 袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

・令和8年度国民健康保険税（子ども・子育て支援金分）の按分率（案）
について

3 回答委員

| | | | |
|------|--------|-------|--------|
| 会長 | 安枝 玲司 | 委員 | 山門 ひとみ |
| 会長代理 | 杉浦 弘樹 | 委員 | 畑 弘和 |
| 委員 | 東 昌幸 | 委員 | 栗林 典代 |
| 委員 | 内藤 恵子 | 委員 | 中村 武仁 |
| 委員 | 牧野 喜美代 | 委員 | 佐久間 貴章 |
| 委員 | 保坂 勝美 | 委員 | 藤井 希和 |
| 委員 | 高橋 美緒 | 以上13名 | |

4 未回答委員

なし

5 協議結果

| 賛成 | 反対 | 計 |
|-----|----|-----|
| 13名 | 0名 | 13名 |

質 疑

(1) 課税限度額について

子ども・子育て支援金分の限度額が示されない中で、按分率だけを決めるのは、高額所得者に対して不親切であると思う。現在、109万円という課税限度額はどうか。

(2) 18歳以上均等割について

18歳以上均等割については、他の区分ではない項目であり未就学には今でも5割軽減があるので、18歳以上の者に18歳未満の者の全てを負担させる必要があるのか。基盤安定負担金で見るとはどうか。

上記の質疑について、次のとおり回答いたしました。

(1) について

課税限度額につきましては、地方税法施行令に規定されており、今回の改正は令和8年3月末に改正され、令和8年4月から施行になる見込みです。

現在、提示されている案は、医療分66万円⇒67万円、後期支援金分⇒26万（据置）、介護分⇒17万円（据置）、子ども・子育て支援金分⇒3万円（新設）、合計109万円⇒113万円（+4万円）となっております。

令和8年3月中に子ども・子育て支援金の賦課について規定をしなければならぬことから、今回課税限度額を省いた形での案とさせていただきます。

なお、令和8年5月の運営協議会会議にて、課税限度額についてご審議いただく予定です。

(2) について

18歳以上被保険者が負担することとなる18歳未満被保険者に賦課される均等割軽減分につきましては、低所得者、未就学、産前産後の軽減を行った後の均等割額となります。

軽減分の全額を基盤安定負担金で対応すべきとのご意見もあるとは思いますが、法令で規定された制度でありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

意見

(1) 子ども・子育て支援金制度について

子ども・子育て支援の充実は、将来的な地域全体の安定につながると考えます。制度の趣旨に賛同し、本案に賛成いたします。

なお、保険税負担の増加については、市民への丁寧な説明と十分な周知が必要と考えます。

予算的に問題はないとの説明を受けましたが、来年の同時期に実績を見て問題等があるのであれば、是正していただければ良いと考えます。

所得総額200万円の方でも、子ども子育て支援金の年間の負担額が5,825円程になってしまうのは、だいぶ苦しいのではないかと思います。